

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年3月4日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	植山 太介 君	副委員長	川窪 幸治 君
委員	町田 和己 君	委員	大坪 元気 君
委員	渡邊 理慧 君	委員	渡邊 圭章 君
委員	香山 二郎 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	山口 仁美 君
委員	久保 史睦 君	委員	前島 広紀 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 塩月 大志郎 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	末松 正純 君	市民活動推進課長	吉永 利行 君
環境衛生課長	四本 久 君	市民課長	森 知子 君
市民サービスセンター店長	稲留 真智子 君	スポーツ・文化振興課長	崎元 隆一 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	金丸 哲朗 君	市民活動推進課主幹	原田 美朗 君
市民課主幹	笹川 あゆみ 君	市民課主幹	禱 貴子 君
市民課主幹	徳永 浩之 君	市民環境部市民サービスセンター副店長	山口 由美 君
スポーツ・文化振興課主幹	川添 哲弘 君	スポーツ・文化振興課主幹	福本 幸一郎 君
環境衛生課環境保全G長	坂元 宏彰 君	環境衛生課衛生施設G長	塩満 慶太 君
環境衛生課廃棄物対策G長	久保 淳一郎 君	市民活動推進課共生協働推進GSL	竹澤 まどか 君
環境衛生課廃棄物対策GSL	山下 良太 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主査	姫野 貴之 君
環境衛生課廃棄物対策G主査	海老原 利之 君		
商工観光部長	立野 博 君	商工振興課長	肥後 克典 君
商工振興課特任課長兼企業振興室室長	山口 留美子 君	観光PR課長	山口 清行 君
商工観光施設課長	徳田 章 君	商工観光施設課特任課長兼関平温泉・関平鉱泉所所長	山本 秀一 君
商工振興課主幹	川野 洋也 君	商工振興課主幹	用貝 大星 君
観光PR課主幹	海江田 和大 君	観光PR課主幹	大保 英一 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設課施設管理GSL	有馬 一樹 君
関平温泉・関平鉱泉所工場長	音川 国昭 君	商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所SL	山下 兼朋 君
教育部長	上小園 拓也 君	教育総務課長	林元 義文 君
学校教育課長	山口 良二 君	学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長	柳田 謙一郎 君
社会教育課長	久木田 勇 君	国分図書館長兼メディアセンター所長	福永 義二 君
国分中央高等学校事務長	山下 美保 君	学校教育課課長補佐兼教育DX推進室長	二宮 紀仁 君
学校教育課課長補佐	寺田 繁樹 君	社会教育課課長補佐	東 和美 君
教育総務課主幹	山内 太 君	教育総務課主幹	川床 智文 君
社会教育課主幹	井上 寛昭 君	学校教育課主幹	住吉 康賢 君
社会教育課主幹	蔵元 賢一 君	社会教育課主幹	堀之内 清子 君
国分図書館主幹	飛松 圭子 君	学校給食課主幹	塩川 辰史 君

国分中央高等学校主幹	岩田 友美 君	学校教育課指導事務G長	上江州 尚人 君
学校教育課安全・保健体育G長	有馬 義浩 君	学校教育課学事G S L	前田 佳菜子 君
教育総務課教育政策G主事	池原 峻太 君	学校教育課指導事務G指導主事	江頭 龍彦 君
建設部長	三島 由起博 君	建設部建築技監	侍園 賢二 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	末永 明弘 君
建築指導課長	溝口 幸三 君	都市計画課長	深迫 康幸 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建設政策課主幹	河野 博志 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	建設施設管理課主幹	前田 裕明 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君
土木課主幹	臼井 健二 君	土木課スマートインター対策室長	叶 和美 君
建築住宅課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課主幹	福田 智和 君
建築住宅課主幹	南郷 正輝 君	建築住宅課主幹	林 謙一郎 君
建築指導課主幹	町田 信彦 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	新鍋 周平 君	都市計画課主幹	福田 覚 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	区画整理課主幹	原田 聡 君
建設施設管理課道路管理G長	若林 優 君	都市計画課都市整備G長	中尾 伸也 君
建設政策課用地G S L	鶴丸 雅人 君	建設施設管理課道路管理G S L	森 緑 君
土木課道路整備第2G S L	園田 宣仁 君	土木課河川港湾G S L	長野 大吾 君
建築住宅課住宅G S L	若松 樹 君	建築住宅課建築第2G S L	有枝 隼人 君
都市計画課都市整備G S L	久米村 誠 君	区画整理課業務第2G S L	宮之前 敏 君
建設政策課政策G主任主事	太田 広一 君		
霧島総合支所副総合支所長	貴島 俊一 君	霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 辰雄 君
霧島総合支所市民生活課主幹	入來 克浩 君	霧島市民生活課温泉G主査	荻原 政徳 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第25号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）について

議案第26号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第27号 令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第28号 令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第29号 令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第3号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

△ 議案第25号 霧島市一般会計補正予算（第12号）について

○委員長（植山太介君）

予算常任委員会を開会します。本日は去る2月24日の本会議で付託されました補正予算関係、議案6件の審査を行います。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。それでは、議案第25号、令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）について市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第 25 号令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。歳入については、財産収入等を増額するとともに、使用料及び手数料、県支出金等を減額するものです。歳出については、事業費の確定等に伴う不用額及び不用見込み額等を減額するとともに、会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる増に要する経費、利用料の減免精算等による指定管理料の増に要する経費などを計上するものです。そのほか、繰越明許費の補正を行うものです。詳細については、関係課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

市民活動推進課に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。 予算説明資料の 4 ページをご覧ください。共生協働推進費、行政協力員事務委託料支払事業は、地区自治公民館長及び自治会長へ支払う行政事務委託料が確定したことにより、委託料 76 万 4,000 円を減額しています。市民活動災害補償事業は、入札執行の結果により、保険料 131 万 1,000 円を減額しています。地域まちづくり支援事業は、事業費確定によるもののほか、地域まちづくり計画書の策定を見送った地区自治公民館があったことなどにより、負担金補助及び交付金 23 万円を減額しています。国際交流費、国際交流基金積立事業は、基金利子の決算見込みにより積立金 10 万 6,000 円を増額しています。以上で説明を終わります。

○環境衛生課長（四本 久君）

環境衛生課に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。まず、予算説明資料の 12 ページをご覧ください。環境衛生総務費、環境衛生総務管理事務事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、19 万 2,000 円を増額しています。環境対策費、海岸漂着物対策推進事業は、重機借り上げによる海岸漂着物除去を行わなかったことにより、使用料及び賃借料等 17 万円を減額しています。次に、予算説明資料の 13 ページをご覧ください。衛生確保対策事業は、豪雨災害対応に伴う消毒作業委託が見込みを下回ったこと等により、委託料等 1,757 万 6,000 円を減額しています。火葬場費、国分斎場管理運営事業は、火葬炉工場検査が不要になったことにより、旅費 22 万 2,000 円を減額しています。清掃総務費、衛生施設整備基金積立事業は、基金利子の決算見込みにより積立金 84 万 7,000 円を増額しています。塵芥処理費、災害廃棄物処理事業は、災害廃棄物の発生量が見込みを下回ったこと等により、委託料等 2 億 1,686 万 2,000 円を減額しています。以上で、説明を終わります。

○市民課長（森 知子君）

市民課に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料の 6 ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳費、戸籍事務は、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、36 万 3,000 円を増額しています。住民基本台帳管理事務は、基幹系システムの標準化の導入の延期に伴い、関連する異動受付支援システムの再構築の時期を見直したことにより、委託料 838 万 1,000 円を減額しています。住民窓口証明発行事務は、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、356 万 1,000 円を増額しています。市民サービスセンター運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、28 万 6,000 円を増額し、パスポートの申請が見込みを下回ったことにより、収入印紙・収入証紙代の消耗品費 724 万 8,000 円を減額しています。次に、9 ページをご覧ください。人権擁護推進費、人権啓発センター管理運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、28 万 1,000 円を増額しています。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

スポーツ・文化振興課に関する令和 7 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料の 24 ページから 25 ページをご覧ください。まず、文化振興費、文化振興基金積立事務事

業は、基金利子の決算見込みにより積立金 4 万 2,000 円を増額しています。社会体育振興費、スポーツ推進審議会運営事業は、当審議会を開催しなかったことにより、報酬 7 万 3,000 円、旅費 1 万 2,000 円を減額しています。スポーツ推進委員活動事業は、研修会や定例会等の参加者が減少したことにより、報酬 102 万 4,000 円を減額しています。社会体育施設費は、利用料の減免精算等により、国分運動公園・国分武道館管理運営事業で 157 万 2,000 円、海浜・北・南公園・児童体育館管理運営事業で 95 万円、溝边上床運動公園管理運営事業で 64 万円、横川運動公園管理運営事業で 64 万 2,000 円、牧園みやまの森運動公園管理運営事業で 183 万 2,000 円、隼人運動施設管理運営事業で 47 万 1,000 円、委託料を増額しています。文教施設災害復旧費、現年文教施設災害復旧事業は、財源調整の必要が生じたことから、令和 8 年度当初予算において、再度計上するため、工事請負費 8,500 万円を減額しています。次に繰越明許費についてご説明いたします。予算書の 7 ページをご覧ください。第 2 表、繰越明許補正の追加、(款)教育費、(項)保健体育費、事業名体育施設整備事業 514 万 8,000 円は、溝边上床運動公園の変電設備に係る委託料です。当該変電設備に設置されている変圧器から低濃度 PCB が検出されたことに伴い、変圧器の更新を行うものです。当該機器は受注生産となっており、製作に 1 年を要することから、年度内での事業完了が見込めない状況であり、やむを得ず繰り越すこととしたものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（植山太介君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

市民活動推進課にお尋ねをします。共生協働推進費の中の行政協力員事務委託料の支払い事業なんですけれども、この委託料の算定の仕方がどのようになっていて、今回この 76 万円の減額になっているのかという、もう少し詳しく教えてください。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

予算計上といたしましては、3 月、4 月、こちらが一番人口の異動が多いものですから、それが一段落するといいますか、落ち着く 5 月以降の加入世帯数で算出しております。支払いに関しましては、7 月、11 月、3 月の 3 回に分けてお支払いをしておるんですが、支払いそのものは、例えば 7 月であれば 7 月の末でお支払いすることになります。そのときの 7 月 1 日時点の世帯数を、それぞれの会長から頂いて算出いたしますので、そのときに加入してらっしゃる方が若干減ればその分が減額になってしまうということでございます。

○委員（山口仁美君）

ということはこの 76 万 4,000 円は、1 か所、2 か所が減ったということではなくて全体的な調整に伴うものということでしょうか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

そのとおりで全体的に下がったものというふうに考えていただいて結構です。

○委員（藤田直仁君）

市民課のほうにお尋ねします。市民サービスセンターの運営事業の中で、パスポートの申請が見込みを下回ったことによることで、724 万円の減額をされてますけど、当初の見込みの数とそれから実際の見込みの申請数、あわせてその下回った要因をもし分析されているのであれば、どのようなものかをお示してください。

○市民サービスセンター店長（稲留真智子君）

パスポートの申請の全体件数が当初の見込み件数から減ったことや、令和 7 年 3 月 24 日から新規申請、変更申請等もオンラインでできるようになって、さらに手数料をクレジットカード決済する

方が増加したことが理由と思われるんですが、当初の見込み件数としては、新規の方を2,363件というふうに見込んでおりました。それで、現在、見込み件数をはじき出したのには、3月末までの件数は2,083件と見直しをいたしまして、724万8,000円の減額補正としております。

○委員（渡邊圭章君）

スポーツ文化振興課のほうにお尋ねいたします。スポーツ推進審議会が開催されなかった理由と、推進委員活動事業において、研修会や定例会等の参加者が減少した背景をお聴かせください。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

まず、開催しなかった理由につきましては、審議会はスポーツ基本法第31条に基づき、スポーツ推進計画、あとその他のスポーツの推進に関する重要事項を調査、審議するため条例で定めております。令和7年度において霧島市スポーツ振興計画の改定や大規模予算を伴うスポーツの行事等が開催されなかったことから開催しておりません。それと、実績が減った原因といたしましては、会議としましては全体会とか総務部会、研修部会、女性部会、定例会等が各地区で開催されておりますけれども、それらの会議を当初595名で予定しておりましたけれども、実績としては546名、49人が減っていたりしております。それぞれの委員の御都合等もありまして、全体的に会議の出席等が減少してきている状況でございます。

○市民環境部長（末松正純君）

ちょっと補足ですけれども、推進自体が減ってきているということではなくて、会議を予算化するときには、言わば皆さん出席する予定で予算化していきますので、当然そうしますと、欠席者も出てきますから、そういった意味で実績というのが減ってくるということです。審議会に関しては課長が申し上げたとおり、重要事項を変更したりとか見直したりとか、そういう審査事項があれば開催されるんですけれども、今年度についてはそういうのがなかったので、予算を落とすと、簡単に言えばそういうことでございます。

○委員（山口仁美君）

市民課のほうにお尋ねをします。住民基本台帳管理事務が再構築の時期を見直したことにより減額ということで838万1,000円計上されておりますけれども、これは次年度、令和8年度に同様に、金額を繰り越す、繰り越すといえますか、また計上されてくるというふうに見てよろしいでしょうか。

○市民課長（森 知子君）

今、議員がおっしゃられたように、今年度の予算は減額にして、令和8年度の当初予算のほうでまた組んでおります。

○委員（香山二郎君）

環境衛生課にお尋ねします。塵芥処理費の災害廃棄物処理事業で、2億円減となっております。令和7年度は、大きな大雨災害があったと思うんですけれども、それにもかかわらず、見込みよりも、処理費が少なかったというのがちょっとイメージと合わないところもあるんですけれども、それに関してはどういった経緯でしょうか。

○環境衛生課長（四本 久君）

このいわゆる災害廃棄物なんですが、8月の7日、8日の大雨で起こった分の災害処理費になります。基本的には災害廃棄物を当初は500t程度でいくのではないかというような見込みでスタートしたんですが、急遽、状況からして、どんどん広範囲に広がっているというような状況が分かりまして、大体3,000tぐらいのごみの量になるのではないかというような見込みを、最大3,000tぐらいになるのではないかという見込みを立てて、予算を2回に分けて計上いたしました。結果的に1,000t少々のごみ処理で進んでおりますので、それが大きな要因というような形です。

○委員（香山二郎君）

ちょっと私が理解してないので、途中でもう増やされたということですか。当初予算に対するあれではなくて。

○環境衛生課長（四本 久君）

当初は災害廃棄物対策事業というのは当然組んでおりませんで、8月の15日に4号補正と9月の12日に5号補正をしております。そのときに補正かけた金額が減額になったというような形になります。

○委員（前島広紀君）

スポーツ・文化振興課にお尋ねしたいんですけども。最後のほうの口述書の最後のほうなんですけど、繰越明許費の件において、溝边上床公園の変電設備に関わるということなんですけど、変電機から低濃度PCBが検出されたことに伴い、ということで、製作に1年を要することから繰越しということになっているわけなんですけども、まず、お尋ねしたいのは、製作に1年かかるということで、まず、PCBというのはどういうふう有害なのか、そして、1年間このまま使うということであれば、それは大丈夫なのか、その辺りをお伺いしたいんですけども。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

まず、PCBが人体に及ぼす影響について御説明いたします。PCBは脂肪に溶けやすく分解されにくい性質を持っておりまして、体内に蓄積されやすい物質であります。過去に発生したカネミ油症事件のように、多量に摂取した場合には、吹き出物などや皮膚症状や爪や皮膚の色素沈着、倦怠感、しびれなどを引き起こすことが知られております。また、長期的な毒性として発がん性のリスクやホルモン異常などへの影響も懸念されております。こうした健康被害や環境汚染を未然に防ぐため、法律に基づき期限内の確実な処理が求められているところです。それで今回、上床運動公園の変電設備につきましては、令和7年12月の調査の結果、変圧器7基のうち4基が低濃度PCBに該当することが判明しました。その内、まだ稼働できる変圧器がありますので、そちらのほうを稼働させながら1年間は運用していきたいというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

低濃度PCBが発生しているというか、言い方なんあれなんですけども、変電機は使用しないということで、その影響というのは、害の影響というのではないというふうに考えているわけですか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

はい、大丈夫です。

○委員（前島広紀君）

先ほどの話では令和7年の12月ということだったと思うんですが、1年間という大体、いつ頃に取り替えることができるんでしょうか。予定は。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

一応1年ということとなっております。来年度中にはというところなんですけど、一応こちらで考えているのは、製造に1年以上なので、3月までには取付けができるというふうに考えております。こちらのほうは、先ほど言いましたとおりPCBが含まれておりますので、そこを撤去しないといけません。その処理業者だったりとか、そこらのほうともちょっと調整しながら、実施していきたいというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

そのあたりも、有害な物質であれば、できるだけ早めに撤去、そのあたりを手配していただきたいと思います。

○市民環境部長（末松正純君）

PCBの変圧器、これはもうかなり以前から問題になっておりまして、行政の施設における変電設備等にPCBが使用されているものについては、取り替えをなさいというのはいま、私の記憶

だと思ふ合併をした頃ぐらいから、国、県の通達が来ておりました。それに合わせて、取り替え等をやっているわけです。ですから、これはもうやり方についてはもう国が示された安全なやり方で行うということになります。低濃度の場合は、人が近寄らないように、例えば居室があれば居室の中において鍵をすとか、そういうので一時的な保管というのはできるようになっておりますので、もちろん適切に処理をするという業者を通じて処理をするということになりますけれども、これも予算が伴ったりするものですから、その段取りがつくまでは保管をするなりして、段取りがついたら、きちっと適正に処分をするということで、これも国の指針等に基づいて対応してまいります。本来ならば、まだ、こういうのが残っているということ自体があまりよろしくないことなんですけれども、何分いろんな施設が多岐にわたっておりまして、指定管理者等が入っておりますと、なかなか行政のほうで把握してねという通知を出していてもなかなかなかなかそれが浸透し切ってなかったりということで、実態としてはこういうのがちょこちょこ出てくることがあります。今回も、更新の時期等に合わせていろいろ設備を確認してみたら、まだこういうのが残っていたということでございますので、国とか県の指導を仰ぎながら、適切に処分、処理、それから保管が必要な場合は、そういう指針に応じた形で保管をするということで、対策を講じてまいりたいと思っております。

○委員（渡邊理慧君）

スポーツ・文化振興課にお尋ねいたします。文教施設災害復旧費の現年文教施設災害復旧事業で、8月の豪雨災害により被災した春山緑地公園及び上床公園の災害復旧費工事となっておりますけれども、これはもとの財源が幾らで、今回、財源調整をすることになった理由を教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

本事業については、公立社会教育施設災害復旧事業の補助金を3分の2充当し、残りについては、市単独債の文教施設災害復旧事業債を充当する予定としております。しかしながら、令和8年4月に災害の現地調査による査定が実施される予定であり、万が一、補助対象外となった場合には、繰越予算のままでは国の補助なしで行う事業に対応する起債が利用できなくなります。そのため、当初予算に改めて計上するものでございます。

○委員（渡邊理慧君）

では、当初でも同じ額で計上をする予定でしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（崎元隆一君）

はい、そうです。

○委員（山口仁美君）

すいません、確認のみなんですけれども、環境衛生課のほうにお尋ねをします。今回、海岸漂着物対策推進事業のほうでは重機借り上げによる海岸漂着物除去を行わなかったということになっているんですけれども、例年であれば台風の後とか、そういったときに重機借り上げをされていると思うんですけれども、今年度においては、この災害の処理と一緒になさったのかどうか、この辺の内容というか、それを教えてください。

○環境衛生課廃棄物対策グループ長（久保淳一郎君）

災害廃棄物とは別に、委託料として、回収処分業務として、3回ほど実施しております。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時31分」

「再開 午前 9時34分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（立野 博君）

商工観光部の説明に入る前に、誠に申し訳ございません、予算に関する説明書に訂正がありましたので、御報告させていただきます。予算に関する説明書 68 ページでございます。目の 3、企業誘致推進費の説明の欄についてでございますけれども、補助金、工場用地取得費、マイナス 1 億 365 万円と記載してありますけれども、そこをマイナス 9,000 万円に訂正をお願いします。また、雇用促進、マイナス 1,800 万円と記載されてありますけれども、マイナス 1,500 万円に、施設整備、マイナス 1 億 3,835 万円と記載しておりますけれども、マイナス 1 億 3,880 万円に、何も記載してなかったところですが、追加で新規地元雇用促進マイナス 1,620 万円に訂正をお願いします。これらを合計した額は変わらずの 2 億 6,000 万円で変更はございません。誠に申し訳ございません。訂正しておわびを申し上げます。それでは、議案第 25 号 令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。歳出予算につきましては、決算見込み等による事業費の減額補正を行うとともに、会計年度任用職員の人件費及び商工振興課所管のふるさと納税促進事業に係る必要経費の増額補正が主なものです。商工振興課につきましては、ふるさと納税寄附額増額に伴うふるさと納税促進事業のほか 1 事業で増額補正を行うとともに、事業費の決算見込みにより、立地企業支援事業ほか 2 事業で減額補正を行おうとするものです。観光 PR 課につきましては、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、観光総務管理事務事業で増額補正を行うとともに、事業費の決算見込みにより、外国人観光客誘致促進事業で減額補正を行おうとするものです。商工観光施設課につきましては、会計年度任用職員人件費の決算見込みにより、ウェルビーイングセンター維持管理事業で増額補正を行うとともに、事業費の決算見込みにより、関平鉱泉販売・管理運営事業ほか 1 事業で減額補正を行おうとするものです。歳入予算につきましては、歳出予算各事業の実績見込みに伴う特定財源等の補正を行おうとするものです。詳細につきましては、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく ご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（肥後克典君）

商工振興課に関する令和 7 年度一般会計補正予算（第 12 号）について、ご説明いたします。まず、歳入について、説明します。令和 7 年度一般会計補正予算（第 12 号）に関する説明書の 22 頁、29 頁、31 頁、33～34 頁になります。22 頁をお開きください。（款）使用料及び賃借料（項）使用料（目）商工使用料（節）駐車場使用料の 219 万 6,000 円の減額は、市営駐車場使用料の減額によるものです。29 頁をお開きください。（款）県支出金（項）県補助金（目）商工費県補助金（節）地方消費者行政活性化補助金の 142 万円の減額は、歳出予算における、消費生活相談事業の決算見込みによるものです。31 頁をお開きください。（款）財産収入（項）財産運用収入（目）利子及び配当金（節）基金利子 1,694 万 1,000 円の増額のうち 156 万 8,000 円の増額は、歳出予算における、ふるさと納税促進事業の決算見込みによるものです。33 頁をお開きください。（款）寄附金（項）寄附金（目）指定寄附金（節）指定寄附金 3,109 万 1,000 円の増額のうち 2,648 万 3,000 円の増額は、歳出予算における、ふるさと納税促進事業の決算見込みによるものです。34 頁をお開きください。（款）繰入金（項）基金繰入金（目）特定基金繰入金（節）ふるさときばいやんせ基金繰入金は、基金充当事業の決算見込み等により 4,658 万 8,000 円を減額するものです。次に、歳出について、説明します。令和 7 年度一般会計補正予算（第 12 号）に関する説明書の 43 頁、68 頁、令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 12 号）説明資料の 4 頁、17 頁、18 頁になります。説明資料で説明します。4

頁をお開きください。霧島ふるさと元気再生事業費の「ふるさと納税促進事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込み及びふるさと納税の寄附額の増加見込みにより、報酬、職員手当等 34 万 8,000 円、報償費 510 万 3,000 円、積立金 2,805 万 1,000 円の合計 3,350 万 2,000 円を増額するものです。17 頁をお開きください。商工総務費の「消費生活相談事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込みにより、報酬、職員手当等 196 万 6,000 円を減額するものです。商工業振興費の「中小零細企業ビジネス展開支援事業」については、事業の実績見込みにより、報償費 62 万 4,000 円、印刷製本費 1,000 円、通信運搬費 1 万 1,000 円、負担金補助及び交付金 200 万円の合計 263 万 6,000 円を減額するものです。18 頁をお開きください。企業誘致推進費の「企業誘致対策事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込みにより、報酬、職員手当等 21 万 1,000 円を減額 [10 ページに訂正発言あり] するものです。「立地企業支援事業」については、補助金交付要件である新規地元雇用者数を満たさなかったこと等から、負担金補助及び交付金 2 億 6,000 万円を減額するものです。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光部観光PR課長（山口清行君）

観光PR課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。令和7年度一般会計補正予算（第12号）に関する説明書の68頁、69頁、「令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）説明資料」の18頁になります。説明資料で説明します。18頁をお開きください。観光費の「観光総務管理事務事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込みにより、報酬、職員手当等 14 万 6,000 円を増額するものです。「外国人観光客誘致促進事業」については、事業の決算見込みにより、旅費 9 万 4,000 円、印刷製本費 31 万 7,000 円、委託料 22 万 7,000 円の合計 63 万 8,000 円を減額するものです。以上で、観光PR課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

商工観光施設課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。まず、「歳入」について、説明します。「令和7年度一般会計補正予算（第12号）に関する説明書」の11頁、22頁、31頁、38頁になります。22頁をお開きください。（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）総務使用料（節）関平温泉使用料の7,093万円の減額は、関平鉱泉水売上高の決算見込みによるものです。31頁をお開きください。（款）財産収入（項）財産運用収入（目）利子及び配当金（節）基金利子の増額補正1,694万1,000円のうち、18万7,000円が関平鉱泉水施設整備基金の利子額確定によるものです。38頁をお開きください。（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入の増額補正2億2,620万1,000円には、関平鉱泉水販売送料等の決算見込みによる3,403万5,000円の減額が含まれています。次に、「歳出」について、説明します。「令和7年度一般会計補正予算（第12号）に関する説明書」の12頁、44～45頁、61頁、91頁、「令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）説明資料」の5頁、13頁、26頁になります。説明資料で説明します。5頁をお開きください。関平温泉施設費の「関平鉱泉水販売・管理運営事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込みにより、報酬、給料、職員手当等 164 万円を増額する一方、事業の決算見込みにより、旅費 19 万 5,000 円、消耗品費 3,489 万 6,000 円、燃料費 114 万 6,000 円、印刷製本費 7 万 7,000 円、通信運搬費 4,960 万 7,000 円、手数料 225 万 4,000 円、保険料 5 万円、委託料 225 万 6,000 円、使用料及び賃借料 1,000 円、備品購入費 13 万円、負担金補助及び交付金 3,000 円、積立金 1,585 万 5,000 円を減額し、合計 1 億 483 万円を減額するものです。13 頁をお開きください。労働施設費の「ウェルビーイングセンター維持管理事業」については、会計年度任用職員の人件費の決算見込みにより、報酬、職員手当等 52 万 1,000 円を増額するものです。26 頁をお開きください。公共施設災害復旧費の「現年公共施設災害復旧事業」については、昨年 8 月 7 日から 8 日にかけて発生した豪雨により被災した日当山西郷どん村における厨房機器等の復旧に係る事業費が確定

したことにより、備品購入費 1,351 万 5,000 円を減額するものです。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工振興課長（肥後克典君）

先ほど私が口述申し上げました商工振興課の説明資料、令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（12 号）の説明資料の中の 18 ページ、企業誘致推進費の企業誘致対策事業の中におきまして、報酬職員手当 21 万 1,000 円を減額と申し上げましたが、正確には増額であります。おわびして訂正をお願いいたします。

○委員長（植山太介君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久保史睦君）

ちょっと、教えて確認させてください。商工振興課にお伺いしたいと思います。説明資料の 17 ページ、商工総務費のところ、消費生活相談事業 196 万 6,000 円の減額ということになっていますが、これは金額が少し大きいのかなあという、振れ幅が大きいのかなあという気がしているんですけど、ここ詳しく説明を頂くことができますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

消費生活相談員、現在 3 名おります。年度当初におきまして 2 名が退職となりまして、1 人は 5 月から、1 人が 5 月から、もう一方は 6 月から新たに採用ということになりまして、また現 3 名の体制となっております。その月数分とまた、今までずっと長く働いてくださっていた方々が新たに変わったというところでの賃金差とまた不在期間の分での減ということになります。

○委員（山口仁美君）

すいません、商工観光施設課のほうにお伺いをします。公共施設災害復旧費、現年公共施設災害復旧事業について、今回備品購入費の減額ということで、最終的にはどのぐらいの損害が出て、この金額としては確定したのか教えてください。

○商工観光施設課長（徳田 章君）

先ほど答弁でも申しましたとおり、今回の減額に伴う予算は、昨年 8 月の豪雨により被災した日当山西郷どん村の備品購入費の関係になりますが、被災直後においては、厨房機器や什器、備品類について、動作確認や継続使用ができるかの判断ができなかったため、全ての備品を買い換える予定で予算化しておりました。その後、日当山西郷どん村物産館の運営事業者と連携しながら、洗浄や修繕で対応できるものは継続して使用、もしくは修繕料で執行したほか、改めて必要な備品の精査を行ったことで、かなり備品の数が縮小できたことから、この減額補正になったものです。当初は 73 種類、238 個あった備品のうち、買換えたものについては 28 種類、125 個で、洗浄や修繕で対応したものが 6 種類、9 個ありました。

○委員（山口仁美君）

こちらの整備の際には補助金等も入ってございましたけれども、この補助金関係の整理というのはどのようにされたのかお伺いします。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今回の復旧にかかる財源としましては、起債を活用しておりますけれども、公共施設災害復旧事業費、事業債のほうを活用して今回復旧の財源に充てているところです。

○委員（山口仁美君）

やむを得ないものなので補助金の返還等はなく、今回、起債で新たに購入したということによるのでしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（久保史睦君）

立地企業支援事業について、商工振興課にお尋ねしたいと思います。説明資料 18 ページからですね。2 億 6,000 万円の減額ということで、ここちょっと事業内容について、少し詳しく御説明を頂いてよろしいでしょうか。

○商工振興課特任課長兼企業振興室室長（山口留美子君）

市内に新たに工場を建設する場合や既存工場の移転などの際に、一定の要件を満たす場合、土地取得費に対する補助と雇用促進補助金を交付しております。また、これらの企業が、設備投資をされようとされる場合、同じく一定の要件を満たした場合、施設や設備取得費に対する補助と雇用促進補助金を交付しております。

○委員（香山二郎君）

商工観光施設課にお尋ねを致します。説明資料の 5 ページにあります、関平鉱泉販売・管理運営事業に関してなんですけれども、いろいろな経費が非常に減っているということなんですけれども、これは、どういうふうを考えればいいのか、職員の方が節約して努力した結果減ったのか、それともそうではないのか、ちょっとそこを御説明いただけないでしょうか。

○商工観光施設課特任課長兼関平鉱泉温泉・関平鉱泉所長（山本秀一君）

この関平鉱泉の事業につきましては、鉱泉水の販売、売上げ見込みが当初予定、計画しておりました額よりも少なくなる見込みでございました。これに伴いまして、歳出のほうで消耗品費でいけば、ペットボトルの資材、あと段ボール、その他、ラベル等の資材、この辺が売上げ見込みが少なくなったものですからこれに伴いまして、購入する額が減額したということで減額を致しておりますそのほか燃料費につきましても、同じく、製造工程で使いますボイラー等の燃料費、あと通信運搬費でいきますと配送料、これも売上げが少なくなりましたので、配送料等も少なくなるという見込みであることから減額補正と致しております。

○委員（香山二郎君）

見込みよりも販売数が少なかったということなんですけれども、その結果は、来年度の予算にはどのように反映しようとされていますか。

○商工観光施設課特任課長兼関平鉱泉温泉・関平鉱泉所長（山本秀一君）

この予算の積算ですが、売上げのほう、令和 7 年度につきましては、7 年度から販売方法を一部、変更いたしております。具体的に御説明いたしますと、ラインナップが 20ℓ、10ℓがボックスタイプで、ペットボトルが 500ml と 2ℓという商品がございますが、7 年度から 20ℓの商品につきましては、関平鉱泉所のドライブスルーのみの販売、限定販売といたしております。前までは、小売店さんにもおろしておりましたし、あとインターネットや電話注文を頂く個人のお客様にもお送りして販売を致していたんですが、20ℓの箱につきましてはどうしても重量もあるということで、配送中の箱破損、あと中のお水の量も多いですので、開封してから飲み切るまでの時間が長くかかると、どうしても味のほうに変化が出ます。このような理由で、20ℓの販売方法を変更しまして、20ℓが使っていた余分なお湯、これを 10ℓ、500ml のペットボトル、2ℓのペットボトルに振り分けて、令和 7 年度につきましては、売上高を見込んだところなんですけど、見込みがどおりにいかず、単価の安い商品、10ℓのほうは、大分増えたんですけど、ペットボトルの商品が伸びてはいるんですけど、なかなか思うように伸びなかったというところもあって、今回、減額で売上高も歳入のほうも補正させていただいてまして、今年度は 7 年度のそのような状況を一応検討をいろいろしまして、これの今までの令和 7 年度の実績に基づいて、令和 8 年度の売上高の見込みは組んでおります。これに基づきまして、歳出もそれに対応した歳出予算を 8 年度に向けては組んでいるところでございます。

○委員（前島広紀君）

商工振興課にお尋ねいたします。説明資料の4ページの件なんですけれども、ここの説明の中で、ふるさと納税促進事業について、決算見込み及びふるさと納税の寄附額の増加見込みによりとあります。そして、合計3,350万2,000円を増額するものであるという説明なんですけれども、これ見てちょっと分からないのはふるさと納税の増額見込みということなんです。ふるさと納税の決算といいますか、ふるさと納税は幾ら見込まれているのでしょうか。見込まれるというか確定したのかお伺いしたいと思います。

○商工振興課主幹（用貝大星君）

ふるさと納税の寄附金につきましては当初15億を寄附金として見込んでいたところでございます。今回寄附金としまして15億1,700万7,000円をふるさと納税の寄附として見込んでいます。また、8月の豪雨災害に対しまして、災害支援寄附というのを8月からスタートさせておりましてそちらが1,469万4,000円を見込んでいます。

○委員（野村和人君）

今のふるさと納税の件ですが、これに増額が伴い経費を見込んでいるわけですから、ふるさと納税自体の増額は、今、15億1,400万というまだ上を見込んでから経費を足したということでしょうか。確定額が1,400、見込額はまだ上であるということでしょうか。

○商工振興課主幹（用貝大星君）

今委員がおっしゃるとおり、寄附金を15億1,700万7,000円。そして災害のほうは1,469万4,000円を見込んでおりますので、当初15億を寄附金として見込んでおりました。それに対して、この増えた分、15億を超える分は返礼品とかそういうものの経費が不足する見込みでございますので、その辺をまた増額という形で補正を組まさせていただいたところでございます。寄附金の確定につきましては、年度でございますので3月31日の寄附金までを全て入れて、令和7年度の寄附金の確定となりますので、最終的な寄附金を確定するのは、令和8年5月末、出納閉鎖が終わった時点になるというふうに考えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

歳入の部分で確認をさせていただきます。商工振興課のほうです。駐車場使用料219万6,000円の減額、市営駐車場使用料の減額によるものという御説明ございましたけれども、これは今年度特有なものなのかお伺いします。

○商工振興課主幹（川野洋也君）

この使用料というのが霧島国分山形屋さんが使用されている駐車場の利用料金ということになりまして、毎年このような形で使用料を頂いております。ただし、令和2年度からですね、ちょっとコロナ禍による影響であったり、あと経営再建による支援ということで減額をしております。その結果この金額の減額補正というふうになっております。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時05分」

「再開 午前10時19分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第25号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）のうち、教育部所管の予算の概要につ

いて、説明します。補正予算書の5ページを御覧ください。第1表 歳入歳出予算補正歳出について説明します。今回の補正予算は、人件費や各事業の決算見込みに基づく調整を行い、(款)3民生費のうち、(項)4災害救助費を3億4,124万円の減額、うち教育部関連としては864万8,000円の減額とし、民生費全体として2億7,180万8,000円を減額し、補正後の予算の額を324億3,021万4,000円としようとするものです。補正予算書の6ページを御覧ください。(款)10教育費のうち、(項)1教育総務費を3,757万9,000円の減額、(項)2小学校費を9,940万3,000円の減額、(項)3中学校費を5,171万8,000円の減額、(項)4高等学校費を3,635万2,000円の減額、(項)5幼稚園費を391万6,000円の減額、(項)6社会教育費を65万4,000円の増額、うち教育部関連としては61万2,000円の増額とし、(項)7保健体育費を2,483万2,000円の減額、うち教育部関連としては2,918万7,000円の減額とし、教育費全体として2億5,314万6,000円を減額し、補正後の予算の額を77億7,113万8,000円としようとするものです。うち教育部関連としては2億5,754万3,000円の減額です。補正予算書の7ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正について説明します。(款)10教育費のうち、(項)6社会教育費に900万円追加しようとするものです。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長等が説明しますので、審査をよろしくお願ひします。

○教育総務課長(林元義文君)

教育総務課に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について、説明します。補正予算に関する説明書の79ページ、補正予算説明資料の22ページを御覧ください。(款)10教育費、(項)1教育総務費、(目)2事務局費は、3,757万9,000円を減額し、うち教育総務課分は3,635万8,000円を減額しています。奨学資金貸付事業は、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の併給や休学等による貸与額の変更等による貸付金の減額です。なお、職員の人件費に係る予算の補正については、補正予算説明資料には記載しておりません。補正予算に関する説明書の80ページを御覧ください。(項)2小学校費、(目)1学校管理費は、440万5,000円を増額しています。小学校学校主事配置事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。小学校学校司書配置事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。(目)3学校施設整備費は、333万円を減額しています。職員の人件費の決算見込みによる減額です。補正予算に関する説明書の82ページを御覧ください。(項)3中学校費、(目)1学校管理費は、248万7,000円を減額しています。職員の人件費の決算見込みによる減額です。(目)3学校施設整備費は、34万5,000円を増額しています。職員の人件費の決算見込みによる増額です。以上で説明を終わります。

○学校教育課長(山口良二君)

学校教育課に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について、説明します。補正予算に関する説明書の57ページ、補正予算説明資料の11ページを御覧ください。(款)3民生費、(項)4災害救助費、(目)1災害救助費は、3億4,124万円を減額し、うち学校教育課分は864万8,000円を減額しています。災害救助事業(法定)は、令和7年8月7日から8日にかけて発生した豪雨災害に伴う被災児童生徒への学用品給与の決算見込みによる減額です。補正予算に関する説明書の79ページ、補正予算説明資料の22ページを御覧ください。(款)10教育費、(項)1教育総務費、(目)2事務局費は、3,757万9,000円を減額し、うち学校教育課分は122万1,000円を減額しています。ALT外国青年招致事業は、ALTの入替及び帰国旅費の実績による減額です。補正予算に関する説明書の80ページ、補正予算説明資料の22~23ページを御覧ください。(項)2小学校費、(目)2教育振興費は、1億47万8,000円を減額しています。小学校教育振興総務管理事務事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる減額です。小学校英語教育推進事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる減額です。小学校特別支援教育推進事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。小学校ICT環境整備事業は、修繕料の決算見込み、ネットワーク環境整備実施校数の変更等及び校務用端末整備数の変更等による減額です。小学校理科教育等設備整備事業は、

事業費確定による減額です。山村留学支援事業は、事業費確定による減額です。補正予算に関する説明書の82ページ、補正予算説明資料の23ページを御覧ください。(項) 3 中学校費、(目) 2 教育振興費は、4,957万6,000円を減額しています。中学校教師用教科書等整備事務は、事業費確定による減額です。中学校特別支援教育推進事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。中学校ICT環境整備事業は、修繕料の決算見込み、ネットワーク環境整備実施校数の変更等及び校務用端末整備数の変更等による減額です。中学校理科教育等設備整備事業は、事業費確定による減額です。いじめ・不登校対策等子どもサポート事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。補正予算に関する説明書の84ページを御覧ください。(項) 5 幼稚園費、(目) 1 幼稚園費は、391万6,000円を減額しています。職員の人件費の決算見込みによる減額です。補正予算に関する説明書の87ページ、補正予算説明資料の25ページを御覧ください。(項) 7 保健体育費、(目) 5 学校給食費は、2,918万7,000円を減額し、うち学校教育課分は1,743万6,000円を減額しています。準要保護児童生徒就学援助事業(給食費)は、決算見込みによる減額です。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長(山下美保君)

国分中央高等学校に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について、説明します。補正予算に関する説明書の83ページ、補正予算説明資料の23ページを御覧ください。(項) 4 高等学校費、(目) 1 高等学校総務費は、3,580万4,000円を減額しています。職員の人件費の決算見込みによる減額です。(目) 2 高等学校管理費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(補正予算に関する説明書25ページ)を充当することによる財源組替です。(目) 3 教育振興費は、54万8,000円を減額しています。国分中央高校設備整備事業は、事業費確定による減額です。以上で説明を終わります。

○社会教育課長(久木田勇君)

社会教育課に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について、説明します。補正予算に関する説明書の85ページ、補正予算説明資料の23ページを御覧ください。(項) 6 社会教育費、(目) 1 社会教育総務費は、503万3,000円を減額しています。社会教育指導員配置事業は、決算見込みによる増額です。補正予算説明資料の24ページを御覧ください。(目) 4 公民館費は、494万5,000円を増額しています。各地区公民館管理運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。(目) 5 郷土館費は、36万4,000円を増額しています。郷土館等管理運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。(目) 7 文化財保護費は、48万9,000円を増額しています。文化財保護総務管理事務事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。文化財保護啓発事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。補正予算書の7ページを御覧ください。サン・あもり及び天降川地区共同利用施設の高圧受変電設備改修に係る設計業務委託料及び修繕料を令和8年度に繰越して執行するため、第2表 繰越明許費補正の1追加において、社会教育施設整備事業を追加しています。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長(福永義二君)

国分図書館に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について説明します。補正予算に関する説明書の85ページを御覧ください。(目) 8 図書館費は、98万4,000円を減額しています。職員の人件費の決算見込みによる減額です。以上で説明を終わります。引続きメディアセンターに関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について説明します。補正予算に関する説明書の86ページ、補正予算説明資料の24ページを御覧ください。(目) 9 メディアセンター費は、83万1,000円を増額しています。メディアセンター管理運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる増額です。以上で説明を終わります。

○学校給食課長(柳田謙一郎君)

学校給食課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、説明します。補正予算に関する説明書の87ページ、補正予算説明資料の25ページを御覧ください。（項）7保健体育費、（目）5学校給食費は、2,918万7,000円を減額し、うち学校給食課分は1,175万1,000円を減額しています。学校給食センター運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる減額です。国分地区小中学校給食単独調理場運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによる減額です。以上で説明を終わります。

○委員長（植山太介君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

中学校のICT環境整備事業について、詳しく教えていただきたいんですけども、具体的な減額の内訳、どういった感じでこの金額になっているのかというところを教えてください。

○学校教育課課長補佐兼教育DX推進室長（二宮紀仁君）

まず修繕費です。生徒用タブレットのほう、8月に更新しましたので、旧端末の経年劣化を考慮した修繕費用、当初1年分計上しておりましたが、それが不要になった部分になります。それから、委託料になります。委託料は、まずネットワーク環境整備のほうを対象校数、当初見込んでおりました9校から5校で済んだというところと整備内容を精査したというところで200万円の減と。それから、主なものは、それです。それから、使用料及び賃借料につきましては、生徒用のタブレット端末の整備内容を見直しまして、減額の427万2,000円。それから、教職員等の公務員端末、内容、台数等を精査しまして、減額の3,778万8,000円が主なものになります。

○委員（渡邊理慧君）

関連してなんですが、小学校ICT環境整備事業のほうは、結構減額が多いように感じるんですが、特に使用料及び賃借料は恐らく当初で1億4,000万円ほど入ってたのが半分ぐらいの減額になっているかと思います。これは当初からどのような変更があったのでしょうか。

○学校教育課課長補佐兼教育DX推進室長（二宮紀仁君）

中学校のほうと同じような内容の変更になるんですけども、小学校はが数が多いものですから、約2倍ということで中学校のほうが減額が3,700万円ほどだったのが、約倍の7,600万円減が出たというようになるところになります。見直し内容につきましては、中学校と同じですね、整備台数のほうを見直したり、あとはちょっとアプリを導入予定だったんですけども、その辺りの精査をしまして減額になっております。

○委員（渡邊理慧君）

では全体的に、小学校のほう为学校数が多いので、金額のほうが大きくなっているということでよろしいですか。

○学校教育課課長補佐兼教育DX推進室長（二宮紀仁君）

そういうことになります。

○委員（前島広紀君）

国分中央高校にお尋ねしますが、補正予算の23ページ、高等学校総務費の3,580万4,000円を減額している要因は、職員の人件費の決算見込みによる減額ということなんですけれども、人件費の減額で3,580万円というのは相当高額な金額になるわけなんですけど、このことについて説明を頂きたいと思います。

○国分中央高等学校事務長（山下美保君）

教員が4人減員してるんですけども、こちらが減員となった教科には期限付教員が配置されていますので、そういうことが大きな要因と、また転出教員に対して転入教員の年齢が低く、給与額が抑えられたことも要因の一つにはなります。

○委員（山口仁美君）

準要保護児童生徒就学援助事業についてお伺いをいたします。準要保護認定者の数と就学援助率をお伺いします。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

令和7年度、令和8年2月24日現在の数値になりますが、就学援助の認定者数と認定率です。まず小学校が1,279人、18.37%。中学校は694人、19.20%。小中合わせまして、1,973人、18.66%となっております。

○委員（山口仁美君）

あわせてですけれども要保護と準要保護を合わせた支援児童の総数というものが分かれば教えてください。また総率についてもお願いします。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

先ほど申し上げたのが要保護も準要保護も入れた人数です。

○委員（山口仁美君）

認定基準について今生活保護に対してのどのぐらいの割合になっているのか教えてください。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

現在は生活保護基準の1.2倍以内の方が対象になります。

○委員（山口仁美君）

コロナ禍前後からの推移はどのような傾向があるのか教えてください。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

コロナ前ですけれども、平成30年の頃は小中合わせて認定率19.94%。次の平成31年から令和元年度が21.93%でした。その後、コロナがありまして、令和2年は25.17%。令和3年が25.68%。令和4年が27.05%、令和5年が26.40%とコロナの時期は認定率が比較的高かったという状況で、今年、若干見直しを行ったわけですが、コロナ前の水準に戻ってきてるのかなという認識しております。

○委員（山口仁美君）

若干の見直しを行ったということでございますので、この内容について改めてお願いします。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

見直しは令和4年度に行っております。見直しの内容としては、これまで総所得から引く、控除するもの、これに保険料とか社会保険料とかそういうものも含まれてたんですけれども、令和5年度の分から社会保険料とか保険料分の引くのをなくしたということになります。

○委員（山口仁美君）

部長にお伺いしたいんですけれども、この変更に伴って認定率そのものは下がっているんですけれども、今年度の補正の内容によりますと、やはり18.37%まで下がっているんですけれども、この状況についてはどのように捉えておられますか。

○教育部長（上小園拓也君）

この就学援助費につきましては、市議会の一般質問の中でも度々取上げられているところでございます。本市としましては認定基準の考え方を令和4年から段階的に見直しを行って、今現在、先ほど申し上げました、18.66%という数字になっているところでございます。就学援助を受ける人数割合が18.66%ということは、約5人に1人は就学援助を受けている状態になるというようなこととなります。そのことが本当に適切なのかどうかということはやはりしっかり精査していかなければいけないというふうに思います。やはり生活保護があって、準要保護がある、ぎりぎりの世代の方々もいらっしやって、この準要保護を受けてらっしゃる方の受けられない世代もまたいらっしやるわけです。そこには本当に微々たる差しかないわけですので、その認定基準のところの見直しとい

うのは非常に大事ななと思っております。今後も引き続き他市の状況を踏まえながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

教育総務課にお伺いいたします。当初の中で、奨学金の件なんですけれども、奨学金貸付け事業において、独立行政法人日本小学生支援機構の給付型奨学金の併給や休学による減額ということなんですけれども、説明書の79ページを見ますと、貸付金が1,330万9,000円の減額ということになってるわけなんですけれども、霧島市の奨学貸付金、奨学金の貸付金は、独特な条件がいい条件がありまして、5年市内に勤務すれば半額免除、10年すれば全額免除とか、いろいろ条件があるわけなんですけれども、最近聴くところによりますと、給付型奨学金のほうに移る方がいらっしゃるというふうに聴いているところなんです、お尋ねしたいのは、この1,300万円の減額ということは、大体何人ぐらいが、その給付型に移られたのか、あるいは、休学をされてこういう数字になっているのか、人数的なことをお伺いしたいと思うんですけれども。

○教育総務課主幹（山内 太君）

本市の奨学資金貸付金、令和7年度における、当初予算と比較して1,331万円ほど減額補正をするということなんですけれども、その内訳のうち、休学、あるいは退学による増減時減額事由というのが2件ございまして、こちらは123万円の減額というふうになっております。また、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする、ほかの奨学金の受給、あるいは受給停止による増減、こちらを受けた、こちらの増減の見込みというのが10件、263万4,000円の減額というふうに見込んでいるところでございます。

○委員（前島広紀君）

今、ちょっと計算が合わないような気がしたんですけれども、123万円と263万円と言われましたですかね。そのあたりをもう一度確認したいんですけれども、1,300万円とは大分違うのではないのでしょうか。

○教育総務課主幹（山内 太君）

1,331万円の内訳といたしましては、ほかにも事由がございまして、そもそも奨学金の受給、貸与を辞退された方、こちらは11件、598万8,000円ほどございました。そのほか、国の高等教育の修学支援新制度という中で授業料免除、大学の授業料免除というのが受けられるんですけれども、こちらの決定取消しに係る方が、見込みが8件の338万7,600円の減額。また、本市の対応型奨学金は、大学ですとか短大ですとか、あるいは自宅通学、自宅外通学という区分が細かく分かれているところなんですけれども、こちらについて、途中で何らかの理由で変更になったものというのは、見込みが10件、13万2,000円の減額。その他4件、6万2,000円の増額、合計して45件の増減見込み、1,330万9,600円の減額というふうになっております。

○委員（前島広紀君）

減額の総計は理解できたわけなんですけれども、そうしますと、令和7年度の貸付総額は幾らになりましたか。

○教育総務課主幹（山内 太君）

少しお待ちください。令和7年度の貸付金の見込額といたしましては、6,833万1,200円を見込んでいるところでございます。

○委員（渡邊圭章君）

学校教育課にお尋ねいたします。山村留学支援事業について、現在、どれぐらいの方が受けていらっしゃるか、また、4月から新年度が始まりますけれども、どれぐらいの方が予定されているかお聴かせください。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

令和7年度は、永水小学校に1人、在籍しています。来年度に関しては、まだ現段階でどうなるかというのははっきり分かってないところです。

○委員（久保史睦君）

それではちょっと1点確認させていただきたいと思います。説明資料の24ページ、社会教育課のほうにお伺いをしたいと思います。まず公民館費、郷土館費、それから文化財保護費、また文化財保護啓発事業、この部分におきまして、会計年度任用職員人件費、決算見込みによる増ということで、全て増額になっているわけですがけれども、まず、この部分については当初予算で見込めない何か想定外のことが起こったのかという点がまず1点。それともう一点は関連で、この各地区公民館管理運営事業、この494万5,000円というのが非常にちょっと大きいのかなというふうな気がしているんですけども、ここについて内容と、当初で見込めなかった何か想定外のことが起こっているのか、その部分についてお示してください。

○社会教育課主幹（井上寛昭君）

増額になる理由につきましては、人事院勧告に基づく、会計年度任用職員の給与の増額が原因になっております。あと、公民館費の各地区公民館管理運営事業の会計年度任用職員の増額分につきましては、会計年度任用職員が23名おまして、人数が多いといったところから、額のほうも大きくなっております。

○委員（野村和人君）

学校教育課のほうにお尋ねします。口述のほうで災害救助事業の中の、被災児童生徒への学用品給与の決算見込みということで、864万8,000円ということでした。改めて、どのような方々に、何人に学用品給与ができたのか、どのぐらいの金額だったのか、その上で残がこのぐらいだったというような意味合いを御説明いただければと思います。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

まず、予算的なことですがけれども、災害発生後に、直ちに補正予算の要求を行う必要がありました。ただその段階では、実際の被災状況、何人ぐらいの生徒かというのは分からなかったものですから、被災を受けたであろう学校の児童生徒数を、もう全員が被災を受けたものと仮定して、それに災害救助費の上限額を掛けて積算しましたので、大きな額となっています。そこで実際の支給状況ですがけれども、個別にお答えしたほうがいいですか。はい。学校別にお答えします。まず、国分北小学校が2名対象者がいました。災害救助の内容が教科書と文房具という部類に分かれるんですけども、国分北小の2名は、教科書と文房具合わせて8,518円支給しています。それから向花小、3名対象者がおりました。こちらは教科書のみが対象で6,353円。宮内小、1名が対象になりました。教科書だけで3,878円です。続きまして、日当山小学校、こちらは3名が対象になりました。教科書のみで4,093円です。それから日当山中学校、こちらは1名が対象になりました。教科書と文房具とそれぞれありましたが合わせて9,394円でした。あと、高校が2校あります。中央高校が2人、こちらも教科書、文房具ありまして合わせて1万3,925円でした。あと県立開陽高校、こちら通信制の生徒さんでしたが1名対象者がおりました。教科書のみ1万856円支給しております。あわせまして7校で13人の児童生徒に給与を行ってますが、総額で5万7,017円。13人に対して5万7,017円の実績となっております。

○委員（野村和人君）

確認ですけども。この財源は確か国だったかなということの確認と、その上で周知が行き届いたと認識しているか確認させてください。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

財源は国庫になります。周知が行き届いたかということですがけれども、場所としてはホームページとそれから直接子どもたち向けにチラシを配ってですね、ちょっと災害発生が夏休み期間という

ところで難しいところもあったんですけど、当初ホームページだけで周知をしたんですけどなかなか行き届いてないということで、登校日に合わせて学校にも御協力いただいて、全員にチラシを配って申請の御案内をしていますので、周知は十分行き届いたという認識であります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時04分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第25号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。建設部関係の補正予算の主なものは、それぞれの課が所管する各種事務事業の歳出予算の決算見込に伴う増額及び減額の補正です。また、歳入につきましては、事業費確定等に伴う特定財源の補正を行うものです。このほか、予算書7ページ第2表繰越明許費補正及び予算書8ページ第3表債務負担行為補正で必要な措置をそれぞれ講じようとするものです。なお、職員人件費に係る説明は割愛します。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料18ページ、予算に関する説明書は70ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費 土木総務各種協議会等参画事業の16万9,000円の負担金補助及び交付金の減額は、各種協議会による事業内容の見直しにより、前年度繰越金が増えたことに伴うものです。未登記整備事業の249万5,000円の委託料の減額は、測量・地積測量図作成委託の見込数の減少に伴うものです。次に、補正予算説明資料19ページ、予算に関する説明書は71ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）2道路新設改良費 県営道路整備負担金事業の850万円の増額は、県道紫尾田牧園線ほか3路線の事業費確定によるものです。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料18ページ、予算に関する説明書は70ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費 市道・橋梁台帳整備事業の委託料54万2,000円の減額は、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料19ページ、予算に関する説明書は71ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）1道路橋梁維持費 道路維持管理事業の給料、職員手当等58万9,000円の増額は、会計年度任用職員人件費の決算見込みによるものです。次に、補正予算説明資料21ページ、予算に関する説明書は76ページになります。（款）8土木費（項）5都市計画費（目）4公園費 公園改修事業の委託料及び工事請負費2,987万6,000円の減額は、事業費確定によるものです。次に、予算書の7ページ「第2表 繰越明許費補正」になります。第2表 繰越明許費補正変更（款）8土木費（項）5都市計画費（目）4公園費 公園整備事業の工事請負費の1,207万9,000円の追加は、丸岡公園の園路設計業務委託完了後の発注となり、標準工期が確保できないため、繰越しようとするものです。

○土木課長（笹田純一君）

土木課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料19ページ、予算に関する説明書は71、72ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）2道路新設改良費 辺地対策道路整備事業の978万5,000円の減額は、上之段～塚脇線外2路線の委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金で、事業費確定によるものです。過疎対策事業の579万円の減額は、城山2号線外5路線の工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金で、事業費確定によるものです。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）3幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業の1,006万円の減額は、検校橋～下川内線外4路線の工事請負費で、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料20ページ、予算に関する説明書は73ページになります。

（款）8土木費（項）3河川費（目）1河川管理費 県施行河川関係負担金事業の337万6,000円の増額は、県単砂防施設整備事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業費確定によるものです。水門維持管理事業の10万6,000円の減額、県単急傾斜地崩壊対策事業の7,000万円の減額は、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料20ページ、予算に関する説明書は74ページになります。

（款）8土木費（項）4港湾費（目）1港湾管理費 県施行港湾関係負担金事業の100万円の減額は、県単港湾整備事業の事業費確定によるものです。

○建築住宅課長（末永明弘君）

建築住宅課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料21ページ、予算に関する説明書は77ページになります。（款）8土木費（項）6住宅費（目）1住宅管理費 市営住宅改善事業の3,318万5,000円の減額は、工事請負費で、事業費確定によるものです。次に、老朽住宅除去事業の67万円の減額は、工事請負費で、決算見込みによる減額です。また、住宅使用料収納事務の50万円の減額は、手数料で、決算見込みによる減額です。

○建築指導課長（溝口幸三君）

建築指導課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料11ページ、予算に関する説明書は57ページになります。（款）3民生費（項）4災害救助費（目）1災害救助費 災害救助事業（法定）のうち建築指導課分1億8,816万円の減額は、住宅の応急修理の決算見込みによるものです。次に、補正予算説明資料18～19ページ、予算に関する説明書は70ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）2建築指導費 建築物耐震改修促進事業の218万円の減額、民間建築物アスベスト等対策事業の25万円の減額、建築確認審査・検査事務事業の49万8,000円の減額及び空家等対策事業の24万円の減額は、事業費確定によるものです。次に、予算書の7ページ「第2表 繰越明許費補正」になります。第2表繰越明許費補正変更（款）3民生費（項）4災害救助費災害救助事業の1億8,816万円の減額は、住宅の応急修理の決算見込みによるものです。

○都市計画課長（深迫康幸君）

都市計画課に関する令和7年度一般会計補正予算（第12号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料11ページ、予算に関する説明資料57ページになります。（款）3民生費（項）4災害救助費（目）1災害救助費 障害物除去支援事業の303万7,000円の減額は、決算見込みによるものです。次に、補正予算説明資料20ページ、予算に関する説明書は75ページになります。（款）8土木費（項）5都市計画費（目）1都市計画総務費 都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の1,070万9,000円の減額は、都市計画基礎調査業務の委託料で、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料21ページ、予算に関する説明書は75ページになります。（款）8土木費（項）5都市計画費（目）3街路事業費 都市再生整備計画事業の1億7,490万2,000円の減額は、国分中央地区及び隼人駅周辺地区の工事請負費の事業費確定によるものです。街路整備事業の420万4,000円の減額は、新川北～福島線外1（防衛）の公有財産購入費、補償補填及び賠償金の事業費

確定によるものです。次に、予算書の7ページ第2表繰越明許費補正になります。第2表繰越明許費補正変更(款)8土木費(項)5都市計画費 街路整備事業の7,400万4,000円の追加は、隼人駅東口駅前広場及び新川北～福島線外1(防衛)に係る費用で、関係者との協議及び建物等移転に不測の日数を要したため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長(岩元龍己君)

区画整理課に関する令和7年度一般会計補正予算(第12号)について、ご説明いたします。補正予算説明資料20ページ、予算に関する説明書75ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)2土地区画整理費 住宅市街地総合整備事業の300万円の減額は、建物移転交渉の難航により建物再調査の執行ができなかったことによるものです。浜之市土地区画整理事業の1,430万円の増額は、国の補正予算に伴う、都市計画道路浜之市線(国道10号)の整備に係る費用を計上しています。隼人駅東土地区画整理事業の5,328万3,000円の減額は、事業確定によるものです。次に、予算書の7ページ「第2表 繰越明許費補正」になります。第2表繰越明許費補正変更(款)8土木費(項)5都市計画費 土地区画整理事業の1億8,821万7,000円の追加は、浜之市地区、隼人駅東地区の整備に係る費用で、都市計画道路浜之市線(国道10号)の国土交通省への委託工事に要する費用について、国の追加補正がされたこと。また、隼人駅東地区において、建物移転や道路工事などの調整に不測の日数を要したため、繰越しようとするものです。次に、予算書の8ページ「第3表 債務負担行為補正」になります。第3表債務負担行為変更 都市計画道路浜之市線(国道10号)の国土交通省への工事委託に係る債務負担行為の変更については、令和7年度事業分として国の追加補正がされたことに伴い、令和8年度以降に予定していた支出負担を一部前倒しするものです。これにより令和8年度以降の債務負担行為限度額について、1,600万円を減額し7億6,500万円としようとするものです。以上で、建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(植山太介君)

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(山口仁美君)

都市計画課のほうにお尋ねをします。繰越し明許費補正のところで、隼人駅東口駅前広場等出ておりますけれども、関係者との協議及び建物等移転に不測の日数を要したためということで、毎年このような形のものというのは何かの形で出てくることがありますけれども、全体のスケジュールに何か影響が出ているような内容が今回含まれているのかどうか教えてください。

○都市計画課長(深迫康幸君)

繰越しに関しまして、まずは隼人駅東口駅前広場につきましては、もととなるものがこれが隼人駅東西自由通路の工事をJR九州に工事の施行委託をお願いしておりまして、その工事完成による清算金が減額となりまして、その確定をしたのが本年1月23日であったため、その減額について隼人駅東口駅前広場の整備費用として繰越ししようとするものです。また、新川北福島線ほか1の用地取得に関する繰越しにつきましては、計画どおり契約を行ったんですけれども、契約後にその方からまた取壊しの時期とか、新たな移転先の確保に時間かかるため、期間を延期してほしいとの申出があったことから繰越ししようとするものです。全体の計画に大きな変更は及ぼしていないところで。

○委員(町田和己君)

区画整理課にお尋ねします。75土地区画整理費で住宅市街地総合整備事業、建物再調査の執行ができなかったことによる減とありますが、執行ができなかった理由を教えてください。

○区画整理課長(岩元龍己君)

この住宅市街地総合整備事業は、浜之市地区の土地区画整理事業と併用して行っている事業で

ざいます。この目的は老朽住宅の移転を行う事業でございますが、この土地区画整理事業の中で2戸の移転がまだ完了していません。その2戸につきましては、長らく交渉を続けてきているんですが、なかなか1人の方は事業そのものには同意はされている状況ですが、移転先の建物をどういう形で作るかということで、非常に迷っておられて、決断がいかれない状況でございますが、先ほど申し上げたように、非常に長らく交渉してもちょっと前に進まない案件でございますが、この案件についても事業を完了するためにはどうしても不可欠なものでございまして、今後はですね、この方と色々な提案といいますか、そういうのをまた検討いたしまして、交渉を続けていきたいということで、今の段階ではまだ交渉に合意が得られてないという案件でございます。

○委員（藤田直仁君）

建設施設管理課のほうにお尋ねいたします。公園改修事業の委託及び工事請負費の約3,000万の減額の中の一部が繰越し明許費のほうにいつてるんだらうというふうに私理解してはるんですけども、それにしても後、一千幾らの減額の部分があるんですが、そこあたりもう少し詳細を説明していただいてよろしいでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃいますように、もちろん実際事業確定しました執行残等もあります。それと今回、国の交付金のほう、遊具のほう交付金で申請をしてたんですけど、その交付金の内示が少なかった。それが大きな原因になります。

○委員（野村和人君）

建築住宅課のほうにお尋ねします。市営住宅改善事業の中で3,318万5,000円の減額というふうになっております。市民の方々からはよく修繕をしっかりとというようなお話もあるんですけどもこの内訳について、背景について御説明いただきたいと思っております。

○建築住宅課長（末永明弘君）

市営住宅管理事業の3,318万5,000円の減額については国の交付金を利用して個別改善事業等を実施しておりまして、先ほどの施設管理課と同じように交付額が減額したことによって、事業が実行できなかったというのが理由になります。

○委員（野村和人君）

修繕費のほうではなかったということですね、そちらのほうについては、ほぼほぼ執行されていると認識してよろしいですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

新しく入居される人のための修繕というのは、的確に指定管理と打合せをしながらやっておりますし、団地全体の設備関係が著しく悪化しているものについては修繕料を利用して修繕をしているところでございます。

○委員（渡邊理慧君）

区画整理課にお尋ねいたします。債務負担行為の変更で、国道10号線の国土交通省への工事委託に係る債務負担行為の変更について令和7年度事業分として国の追加補正がされたことに伴い、令和8年度以降に予定した支出負担、一部前倒しするとはどういうことになるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この債務負担につきましては、国土交通省に国道10号分を工事委託をして行うこととしております。この国道10号の整備については、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画で行うこととしております。債務負担につきましては、7年度は当初予算で予算を組み、8年度以降4年間の債務負担行為を設定しております。この中で債務負担行為の4年間でを行う工事の一部を前倒しで7年度に持ってきまして、となると8年度以降の債務負担分4年間の一部が前倒しになることで、不要というか必要なくなるということで、債務負担のですね4年間の分の総額を額としては1,600

万円なのですが、その分を差し引くという内容になっております。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時29分」

「再開 午前11時31分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第29号令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第29号令和7年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。今回の補正予算につきましては、決算見込みにより、歳入歳出それぞれ276万4,000円を減額し、補正後の総額を1億1,103万6,000円とするものです。歳入では、加入金、繰越金を追加計上し、基金繰入金、市債などを減額するものです。歳出では、総務管理費の一般管理費で、報酬、旅費、委託料、公課費を減額し、温泉供給事業基金積立金を追加計上し、温泉施設費で、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金を減額するものです。以上、概要について、説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長（貴島俊一君）

補正予算説明資料2ページ、予算に関する説明書は18ページになります。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費 一般管理費の積立金については、温泉供給事業基金への積立金358万6,000円を増額、基金利子を11万2,000円増額しようとするものです。また、報酬3万1,000円、旅費1万6,000円、委託料6,000円を決算見込みにより、消費税額の確定により公課費26万1,000円を減額するものです。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）2温泉施設費 温泉施設費については、委託料161万9,000円、補償補填及び賠償金56万4,000円を事業費確定により、工事請負費373万円を決算見込により減額するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（植山太介君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第29号への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時35分」

「再開 午後0時54分」

○委員（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより補正予算関係案件の議案処理を行います。

△ 議案第25号 霧島市一般会計補正予算（第12号）について

○委員長（植山太介君）

議案番号順に行います。まず、議案第25号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第12号）について、委員間討議に入ります。意見はありますか。休憩します。

「休 憩 午後 0時54分」

「再 開 午後 0時55分」

○委員（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほどの就学援助費についてなんですけれども令和4年に変更が行われて、見かけ上の就学援助率というのは、25%程度から18%程度まで下がってはいるんですけれども、これを単純に就学援助を受ける方の率が下がったからといって良いととらえていいのかどうかというところにちょっと疑問があるなというふうに感じています。というのが令和4年の見直しによって控除の算定の仕方が変わっているので、なので支給をそれまでできてた方ができなくなっている部分もあるので、そこら辺は補正予算の額を見るときにちょっと留意していただきたいと思います。

○委員（野村和人君）

今年度の補正予算については8月の豪雨災害による国の補助金、支援等がありまして、追加補正をした分に対する補正も多く出ていたと感じております。エネルギー等価格高騰支援事業等の部分、または、先ほどあった学用品の支援等があったと思います。国の事業をうまく活用していただきながら、市民の方々への還元をすることを留意していただいたというふうに認識しております。

○委員（前島広紀君）

今回の補正予算18億円を計上した後の歳入歳出それぞれが、初めて1,000億を超えたということについて、いろいろ説明がございましたけれども、やはりクリーンセンターの件とか、特殊な事情もありましたけれども、ありま1,000億円を超えたということに関しまして、今後どうあるべきかというものを引き締めて考えていってほしいというふうに思うところです。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第26号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第26号令和7年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 27 号 令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 27 号令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 28 号 令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 28 号令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 29 号 令和 7 年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 3 号）について

○委員長（植山太介君）

次に議案第 29 号令和 7 年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 3 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 29 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 30 号 令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 30 号令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（野村和人君）

本病院会計の医療センターについては、地域医療を守るための重要な施設で公立病院としての役割は大きいものと認識しております。ただこれまでも数年にわたり赤字経営であるということで、一般財源を投入してまいりました。また、建て替えをしてでも存続することを決断されてきた病院であります。審査で明らかになったのは、これまでに令和 7 年度を含めて 50 億 9,861 万 8,000 円もの一般財源で、他の事業にも使える財源をこの医療センターに投入されてきたという事実です。また、この投入額の細かい精査は難しいものも現実なのかなというふうに感じています。この事実を執行部も指定管理者もしっかりと認識し、施設、人材、これまでの歴史を大切にして、公立病院の役割を踏まえ持続可能な病院経営をしていただきたいと思います。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 30 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（植山太介君）

これで 6 件の議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。一旦休憩します。

「休 憩 午後 1 時 0 5 分」

「再 開 午後 1 時 0 5 分」

○委員長（植山太介君）

再開いたします。

○委員（野村和人君）

先ほど議案第 30 号、令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 3 号）について委員間討議をさせていただきましたけれども、同様の内容について、委員長報告に付け加える点としていただきたいと思います。

○委員長（植山太介君）

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。以上で本日予定をしておりました審査を全て終了いたします。次の委員会33月9日月曜日午前9時から行います。本日はこれで散会します。

「閉 会 午後 1時06分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長 植山 太介